

2022年度 経済支援制度利用早見表

・学部生

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方を対象とした経済支援制度です。

入学年度、入学要件により利用できる制度を示しています。留年等その他設けられている要件により制度を利用できない場合があります。

なお、日本人等の学生は原則高等教育の修学支援新制度（JASSO）に申請することになります。この制度は、給付型奨学金、入学料減免、授業料免除がセットになっている制度です。

	学年	入学年度	種類	制度名	入学要件等	詳細 URL
日本人等	～3年次	2020年度以降	国の支援	高等教育の修学支援新制度（JASSO）	高校卒業から入学までが2年以内の学生	summary_1jasso_jugyouryou.pdf
			大学独自の支援	TUFS修学支援制度	・上記JASSOの制度に申請したが、申請が通らなかった学生 ・上記JASSOの制度の入学要件等に当てはまらない学生	summary_2tufsgakubu_jugyouryou.pdf
	4年次～	2019年度以前	国の支援	高等教育の修学支援新制度（JASSO）	高校卒業から入学までが2年以内の学生	summary_1jasso_jugyouryou.pdf
			大学独自の支援	TUFS修学支援制度【学部経過措置】	・上記JASSOの制度に申請したが、申請が通らなかった学生 ・上記JASSOの制度の入学要件等に当てはまらない学生 ・修業年限超過年数が1年未満の者	summary_3tufskeikasochi_jugyouryou.pdf
私費外国人留学生	全学年	2020年度以降 2019年度以前	大学独自の支援	TUFS修学支援制度	特になし	summary_2tufsgakubu_jugyouryou.pdf
※日本人等 私費外国人留学生	全学年	全入学年度	-	コロナ禍における家計急変者に対する授業料免除	以下のどちらかの条件を満たす場合 ①2019年、2020年、又は2021年と比べて、家計全体での収入が半減していることを示す書類が提出できる場合 ②持続化給付金や住居確保給付金など、新型コロナウイルス関連の、国や自治体による公的支援を受けていることを示す書類が提出できる場合	